

第2章 教育を取り巻く社会の状況と今後求められる方向性

1 未来への可能性

- 山梨県は世界遺産の富士山をはじめ、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父など国内屈指の名峰に囲まれ、山々に降る雨雪は長い時を経て名水となり我々に豊かな恵みを与えています。多様な自然エネルギーや先人たちが築いた特色ある地場産業や高度なものづくり産業等、世界に誇るべき環境の中、健康に生活できる期間を表す健康寿命は、全国トップクラスにあります。このような山梨の魅力が広まり、2021（令和3）年には、転入超過に転じ、転入者数の対前年増加率は全国トップとなりました。さらに、中部横断自動車道の開通、リニア中央新幹線の開業により、県内外との交流が活発になることが予想されます。多彩な人材が社会に参画することで、多様な価値観に触れる機会がさらに増えることが期待されます。
- 本県の児童生徒は、2022（令和4）年度の全国学力・学習状況調査（小6・中3対象）における質問紙調査において、「自分にはよいところがあると思いますか」に対し、肯定的な回答をした割合は、児童が80.3%（全国79.3%）、生徒が81.1%（全国78.5%）、「授業中、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」に対し、肯定的な回答をした割合は、児童が80.1%（全国77.3%）、生徒が80.3%（全国79.2%）となっており、全国平均より高くなっています。これらの結果から、自己肯定感が高く、主体的に学ぶ本県の子供たちの姿が見えてきます。山梨の子供が持つ資質をさらに伸ばしていくことが期待されます。
- 本県では、誰一人取り残されることなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育として、2021（令和3）年度から本県独自の少人数学級を小学校1学年に導入し、2022（令和4）年度から2学年に、2023（令和5）年度から3学年に順次拡大しています。子供は山梨の宝です。教育の力で個性や能力を最大限に花開かせ、将来、地域の課題解決に役立つだけでなく、世界にも貢献する本県の未来を担うような人材を育てることで、活力あるふるさとやまなしの実現につなげていくことが期待されます。
- ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、教育基本法第1条において教育の目的として規定されている、「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と源流を同じくする「不易」のものです。子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がり、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していく姿の実現が期待されます。

今後の教育に求められる方向性

- 教育における「今」の積み重ねが、「未来」の可能性を創っています。教育こそが社会をけん引する駆動力です。現代の社会は、人生100年を歩む上で、物質的豊かさが一定程度達成され、生活の質や心の豊かさを重視する傾向が高まり、成熟した社会となりました。ふるさとやまなしには、豊かな自然と、人と人とのつながりがあります。このような恵まれた環境から得られる学びは、社会のデジタル化に対するリアルな体験、グローバル化に対する自身のアイデンティティの面からも、今後ますます重要になると見込まれます。恵まれた教育環境を生かし、次世代を担う子供たちの未来の可能性を広げていくことが求められます。

2 人口減少と高齢化の進展

- 日本の総人口は 2008（平成 20）年をピークに減少に転じ、本格的な減少局面を迎え、2050（令和 32）年には生産年齢人口（15～64 歳）が 2023（令和 5）年から約 1,800 万人減少するほか、世界に先行して急速に高齢化が進展し、65 歳以上人口の割合は 3 人に 1 人より割合の高い 37.1%と予想されています。また、本県の人口は 2000（平成 12）年の約 89 万人をピークに、その後、減少に転じ、2023（令和 5）年 4 月には、796,231 人となっています。
- 東京圏の人口は総人口の約 3 割に相当し、依然として東京一極集中が進行しています。東京圏に隣接する本県は、就職を契機とした若年層の県外転出が多く、東京圏の大学等に進学した本県出身学生の Uターン率も約 3 割となっています。
- 生産年齢人口の減少に伴い、2040（令和 22）年には、東京を除く全国で 1,100 万人余りの労働力が不足するといわれ、本県においても 7 万人近い労働力不足が予想されています。また、労働生産性は国際的に見て低い状況です。そのため多様な人材の社会参画や人工知能（AI）・ロボットなどの活用による生産性を高める取り組みが進められています。
- 人口減少と少子高齢化の進展により、経済の縮小や労働力の減少、社会保障費の増加や地域コミュニティの衰退など、社会生活における様々な場面に影響を与えることが予想され、いかにして、社会を将来にわたって持続的に発展させていくかということが今後の重要な課題となっています。

今後の教育に求められる方向性

- 人口減少と高齢化の進展に伴う、生産年齢人口の減少から、今後さらに、人工知能（AI）やロボットの活用が見込まれます。そのため、貴重な労働力は社会機能の維持に不可欠な業務や、経済をけん引する生産性が高い業務に集約され、AI やロボットでは代替が困難な人間特有の能力である、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が、今後一層求められると予想され社会で必要とされる資質・能力が変容していくことが見通されます。2021（令和 3）年の中教審答申において示された、「令和の日本型学校教育」において指摘されている通り「正解（知識）の暗記」「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていくことが求められます。
- 人口減少の一方で、長寿化が進み、人生 100 年時代を迎えています。これまでの「教育・仕事・老後」といった単線型の生き方から、多くのつながりを保ち続ける複線型の生き方への転換が一般的になると考えられています。人生の様々な場面で生じる個人的・社会的課題に対応した知識を深めたり、意欲に応じて学んだりすることは豊かな人生を送るために重要となります。誰もが生涯のあらゆる場面で学びにアクセスでき、学ぶことで充実感を得られ、学びの成果を社会での活動で発揮できる生涯学習の体制整備が求められます。

3 グローバル化の進展

- 資本や労働力の国境を越えた移動、交流が活発となり、グローバル化が進展したことで、文化、経済、社会活動が地球規模に拡大しており、日本と世界の結びつきも、より密接となっています。特に、経済活動のボーダレス化により、企業の海外進出、国境を越えた企業統合や海外からの直接投資が進んでいます。また地球規模の気候変動とこれに伴う災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響、激変する国際情勢など、様々な危機が複合的に訪れております。さらに現代は先を見通すことが難しい「VUCA」¹の時代とも言われています。
- 日本を訪れる外国人は増加傾向にあり、2019（令和元）年には過去最多となる約3,200万人の外国人旅行者が日本を訪れ、本県においても、過去最多の約223万人となりました。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、インバウンドに影響が生じていますが、2022（令和4）年10月には水際対策が大幅に緩和されたため、2023（令和5）年1月に、感染拡大前の約6割の水準まで回復しました。また、機械電子を中心とした工業製品に加え、果実、県産のFSC認証材などを使った木製品、ジュエリーや織物が、アジア諸国を中心とした様々な国に輸出されるなど、広く県外や国外の需要を取り込んでいます。また、国内外でさらなるニーズの高まりが見込まれるヘルスケア関連産業やエネルギー関連産業といった成長産業への企業参入が進んでいます。
- 本県に住む外国人は、2015（平成27）年以降増加傾向にあり、2022（令和4）年には、対前年比9.3%増になるなど、18,000人を超え、現在人口の2%にまでなっています。今後も増加が見込まれ、産業や地域社会の重要な担い手となる外国人への期待が高まっています。

今後の教育に求められる方向性

- 地球規模のかつてない未曾有の事態において、一人一人が国際的な連帯の下に、グローバルな視点で持続可能な社会の創造を目指した行動をとることが重要となります。2015（平成27）年国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。そこでは、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能でよりよい世界を実現するための17の「持続可能な開発目標(SDGs)」と169のターゲットが示されています。2020（令和2）年から順次実施されている学習指導要領において、持続可能な社会の創り手を育成することが位置付けられており、このことは、2023（令和5）年に金沢で開催されたG7教育大臣会合の共同宣言に盛り込まれ、世界に広く発信されました。地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を育むことが求められます。
- 社会や経済のグローバル化に伴い、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが重要となります。そのためには、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国やふるさとやまなしを愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、主体性・積極性・包摂性、国際貢献の精神等を育むことが求められます。

¹ 変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字をとった造語

4 デジタルによる社会の変革

- 新型コロナウイルス感染症は、人々の命を危険にさらした一方で、ライフスタイルや価値観に変化をもたらし、学校にも学びの変容をもたらしました。感染拡大当初はICTの活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、子供たちの学びを保障するため、全国的にGIGAスクール構想が前倒しされ、ICTを活用した実践が進んでいます。
- 国では、新たな技術の社会実装を進め、「Society5.0」²の実現を目指しています。このような社会では、様々なモノがインターネットとつながり、ロボット、AIなどの先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、様々なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスが提供されるなど、これまで出来なかった新たな価値が産業や社会にもたらされます。
- 国では、多様な課題への対応や経済成長に向け、社会経済活動全般のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を新しい日常の原動力として位置付けています。
- 生成AIの開発と活用が、世界で急速に広がっています。生成AIは黎明期にあり、今後さらに進化し、子供を含めた多くの人々が日常生活で使うようになることが予想されます。教育現場においては、生成AIを活用した新たな学習方法が生まれ、自分の考えを形成することなどに生かされることが期待される一方で、批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権保護の観点等について、メリットとリスクの整理が課題となっています。（保留：文部科学省が夏までに、生成AIの学校現場での利用に関する今後の対応について指針を公表予定）

今後の教育に求められる方向性

- 社会課題を克服し成長につなげるためには、デジタルの力は、必要不可欠であり、その際、最大のポイントとなるのは人材育成です。人文・社会科学の厚みのある「知」の集積を図るとともに、自然科学の「知」との融合などにより、あらゆる分野の多様な個性が共に参画する「集合知」の創出・活用を図っていくことが重要となります。子供が自ら課題を発見・設定し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育等の教科等横断的な学習の充実が求められます。
- 国によりデジタル技術を用いて生活をより良い方向へと変容させていく、DX（デジタルトランスフォーメーション）化が進められています。本格的なデジタル社会の到来に備えて、誰もがデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル技術を理解して適切に活用する能力であるデジタルリテラシーを身に付けることが求められます。
- 「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、ICTは必要不可欠です。これまでの実践と、ICTとを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが求められます。同様に、教師主導の一斉授業から、学習者を主体とした授業への転換を図り、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考する力を育むことが求められます。また、教育のデジタル化による「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の構築に向け、必要なセキュリティ対策を講ずることに留意しつつ、1人1台端末の家庭での活用や、教育データを利活用できるICT環境の整備が求められます。
- デジタル化の進展した社会において、スマートフォンやSNS等が子供たちの間に急速に普及しており、SNS等の不適切な利用によりトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が増えています。子供たちが、ルールやマナーを守り、インターネットを適切に活用できるよう家庭と連携した取り組みが求められます。

² サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会

5 互いを尊重し、自分らしく活躍できる共生社会

- 現代の成熟社会においては、個人の個性や価値観が尊重され、多様な文化や価値観に触れる機会が増えています。年齢、性別、国籍の違い、障害や疾病の有無などに関わらず、尊厳のある個人として尊重され、互いに自分らしさを認め合いながら、分け隔てられることなく、共に支え合いながら生きる「共生社会」の構築が進められつつあります。
- 2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」において、「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること」をはじめとする基本理念が定められました。また本県においても、「子どもの最善の利益を実現すること」を目的とした、「やまなし子ども条例」が定められました。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数は年々増加しています。本県の義務教育段階において、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室で特別支援教育を受ける児童生徒数は、2022（令和4）年度は3,968人で、全体の7.16%にあたり、2012（平成24）年度の約2倍となっています。特に近年は、小学校低学年の対象者や、自閉症・情緒学級の在籍者数の増加が顕著になっています。また、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあります。さらに医療的ケアを必要とする児童生徒も年々増加しています。
- 2014（平成26）年に批准された障害者権利条約の趣旨に基づき、全ての子どもたちが、自らが居住する地域で、分離を前提にしない、質の高い教育が受けられるようにするために、インクルーシブ教育に向けた取り組みが推進されています。
- 近年いじめの認知件数や子供の自殺者数は全国的に増加傾向にあり、憂慮すべき状況です。誰にも一人の人間として、生命、心身又は財産を脅かされることなく、家族や友人とのふれあいを通じて自由に成長していく権利があります。いじめを受けた子供にとって、学校生活はつらく苦しいもので、教育を受ける権利まで侵害されていることとなります。
- 本県における2021（令和3）年度の児童生徒の不登校児童生徒数は小学校479人（前年比124人増）、中学校1,088人（同140人増）、高等学校114人（同6人減）となっています。特に小中学校における増加が顕著となっており、全国と同様に過去最多となっています。高等学校では、不登校者は減少したものの2021（令和3）年度は164人（前年比64人増）が中途退学しています。また、不登校が、ひきこもりに至る要因の一つとなっている現状もあります。
- 子供の抱える困難も多様化・複雑化しています。子供の貧困は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さや学校、地域からの孤立、学習を含めた様々な体験の機会の喪失の状態が続くことで、自己肯定感や学習意欲の低下につながると指摘されています。ヤングケアラーについては、県が2022（令和4）年に行った実態調査（対象：小学校6年から高校生までの全児童・生徒）によると、全体の3.6%、およそ28人に1人がヤングケアラーに該当する可能性が明らかになっています。本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行うことで、子供自身の権利が守られていない状況となっています。
- 本県の義務教育段階における日本語指導が必要な児童生徒数は、2023（令和5）年は484人となり、増加傾向が続いています。使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっていきます。
- 2023（令和5）年6月「LGBT理解増進法」が成立し、誰もが性的指向または、ジェンダーアイデンティティにかかわらず基本的人権を持つ個人として尊重されることの重要性が改めて確認されました。

今後の教育に求められる方向性

- 多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から合理的配慮の提供を十分に考慮しつつ、個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会を確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現することが求められます。
- 人権教育を通して、子供が、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める態度を身に付けることが求められます。また、ふるさとやまなしの豊かな自然の恵みに触れ、先人たちの知恵に学びながら、子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育むための教育の実現が求められます。
- 様々な課題を抱える子供に対し、心理・福祉の専門家等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の質的・量的充実が求められます。また、ICTを活用し、子供の小さなSOSに早期に気づき、支援につなぐことができるための体制整備が求められます。
- 困難な環境や境遇であっても、夢や希望をかなえる機会を得るためには、誰一人取り残されることのないよう、一人一人に応じた丁寧なサポートの充実が重要です。そのためには、様々な課題を抱える子供たちに対し、ICTを活用した、自宅をはじめとする多様な場での学びの実現や、社会的自立に向けて連続した学習ができるように、NPOやフリースクール等との一層の連携が求められます。
- 子供の抱える困難も多様化・複雑化していますが、全ての子供が、どのような境遇でも夢や希望の実現に邁進できる教育の実現が求められます。不登校児童生徒の教育機会の確保に向けて、実態に配慮しつつ、多様な学びの場の選択肢の一つとなり得る不登校特例校の検討や、義務教育未修了者、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の教育機会の確保に向けて、生徒を受け入れる重要な役割を担っている夜間中学の検討が求められます。
- 多様性への尊重が求められる現状において、ジェンダー平等に向けての教育の必要性が高まっています。性別による偏見や固定概念は、知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、子供の進路選択等に、影響を及ぼしたりすることがあります。性別にとらわれず、全ての人の人権を尊重する態度と自分らしく生きる力を育むことが求められます。また、教育現場では、子供の心情や性の多様性等に配慮した対応を行い、安心して学校生活を送れるような環境の整備や、相談・支援体制の充実が求められます。

6 家庭環境や地域社会の状況

- 社会環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会を支える人と人との関係性やつながりがより一層希薄化し、人々の生活基盤である地域コミュニティの機能が大きく低下したとされています。また、地域社会の支えが弱まったことにより、家庭での教育が、各家庭の個別課題となる現状になっています。
- 2022（令和4）年に実施した「やまなしの教育に関するアンケート調査」では、「家庭で教育が十分にできている」とする回答が57.6%で、前回調査した2018（平成30）年より、2.9ポイント上昇し、「あまりできていない・ほとんどできていない」とする回答が38.5%で前回調査より、3.4ポイント低下しました。いずれも前回調査よりも改善していますが、4割近くが、家庭で教育が十分にできていないと認識しているという状況があります。
- 家庭教育は、教育の出発点であり、家庭は子供の心の拠り所となるものです。子供は、乳幼児期から愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けます。また、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、想像力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」の本県の導入率は2022（令和4）年に28.6%（全国平均42.9%）であり、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の推進員配置率は44.8%（全国平均86.5%）であり、いずれも全国平均を大幅に下回っています。

今後の教育に求められる方向性

- 家庭は、子供が豊かな情操を育んだり、生活のために必要な習慣を身に付けたりする場です。しかし、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、家庭教育支援の重要性は一層高まっています。保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応、地域の居場所づくりなどが求められます。
- 地域社会において、ふるさとやまなしの魅力や特色を改めて見直し住民主体でその維持発展に取り組むことが期待されています。地域における社会教育は、住民個人、住民相互、住民と地域社会という局面ごとに特色や機能を有しており、それぞれ「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」につながっていく意義を持っています。地域コミュニティの構築に向け、社会教育の充実が求められます。
- 学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程の実現」を理念として掲げ、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現することを目指しています。子供たちは、社会のつながりの中で学ぶことで、自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による社会と連携・協働した教育活動の充実が求められます。このことは、変化の激しい社会において、困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。

7 子供の健康と安全・安心の確保

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、我が国でも猛威を振るい、2020（令和2）年4月には、我が国において史上初めてとなる緊急事態宣言が発出されました。このような未曾有の事態により、学校生活も大きく変化しました。2020（令和2）年3月以降、およそ3か月にわたって学校が臨時休業となり、ともに学ぶ友人や教員に会うことができない事態は、生活習慣の変化、体験活動の減少など、幼児教育から高等教育まで、子供たちに大きな影響を及ぼしました。また学校が児童生徒等の子供たちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する契機ともなりました。
- 子供が健やかに成長するためには、自らの心身の健康を維持することが重要となります。子供たちの現代的な健康課題は、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、体力低下、感染症、メンタルヘルスの問題など、多様化・複雑化しています。また、中高生を中心に、ネット依存が深刻な課題となっています。健康を保つには、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復を目指す「休養」が必要とされています。
- 本県では、地震や風水害のほかに富士山の噴火などが想定されています。こういった自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさをもった安全・安心な地域を構築するため、県土の強靱化を推進しています。また、自助、共助、公助が行われ、県民総ぐるみで防災・減災に取り組むことを目指し、2018（平成30）年に山梨県防災基本条例を制定し、その中で学校等設置者の役割等を定めています。

今後の教育に求められる方向性

- 複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、がん教育や薬物乱用防止教育、食に関する指導、心の健康に関する指導、性に関する指導など学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実することが求められます。また本県では2032（令和14）年に国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の招致を目指しています。これらを好機とし、子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる機会を増やし、日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動を継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ることが求められます。
- 何よりもインターネットの使用を優先し、時間や方法を自分でコントロールすることができない、ネット依存が深刻な課題となっています。県教育委員会では、子供が、健康に留意しながら端末を使用することについて、自ら考える機会となるよう、教材を作成し現在その活用が進んでいます。早い段階から、インターネットの適正な使用方法を身に付けていくことが求められます。
- 自然災害や事件・事故の危険から子供たちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備や学校安全計画・危険等発生時対処要領を不断に見直すなど、継続的な取組が必要です。また、生涯にわたり自分の安全を確保するための基礎的な素養を身に付けることが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災・防犯教育等の推進が求められます。

8 学校における働き方改革

- 教員がワークライフバランスの実現を通して、心身ともに健康であるとともに、充実した教育活動や家庭生活を送るためには、学校における働き方改革は喫緊の課題となっています。2022（令和4）年に国が実施した「令和4年度教員勤務実態調査」によると、教員の在校等時間は、前回調査と比べると改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務が続いていることが明らかとなりました。
- 全国的に教員不足が深刻化しています。2022（令和4）年度公立学校教員採用選考試験では、小学校の採用倍率が全国で過去最低になるなど、採用倍率は低下傾向にあり、教員の人材確保が厳しい状況にあります。学校における働き方改革の取り組みや教職の魅力向上策など、あらゆる手立てを尽くして取り組みを進めていくことが重要となっています。
- 本県では、2021（令和3）年3月に「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」を策定し、勤務時間管理の徹底や校務の精選、部活動指導の負担軽減について、関係機関と連携しながら取り組みを進めています。また具体的な取り組みとして2023（令和5）年には、県教育委員会主導で「学校現場への文書半減プロジェクト」を開始し、教員が子供たちと向き合う時間の確保にも取り組んでいます。

今後の教育に求められる方向性

- 改善傾向はあるものの、依然として教員の長時間勤務が課題となっており、教育の質の低下や、教員の人材確保にまで影響を与えかねない状況にあります。持続可能な学校指導・運営体制の構築のため学校における働き方改革が求められます。「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」に基づく取り組みのさらなる推進とともに、ICTを活用した効果的・効率的な授業展開や校務の合理化、外部人材の活用等に学校と教育委員会が一体となって取り組み、子供たちの学びの基盤である教員がしっかりと教育力を発揮できるよう、教員を支えていく取り組みが求められます。
- 教員は教育の根幹を支えるものであり、強い意欲と情熱をもった優秀な人材を確保することが喫緊の課題であり、教員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じられる魅力ある職場環境の構築とその魅力の発信が求められます。

9 教員の資質向上

- 教員自身が高度な専門職として新たな知識・技能の修得に継続的に取り組んでいく必要性が高まっています。2021（令和3）年の中教審答申において示された、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿では、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続ける教員の姿があげられています。
- 全ての教員は、教育を受ける子供たちの人格の完成を目指すという崇高な職責を担っています。2022（令和4）年に教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立し、教員免許更新制が、新たな研修制度の実施へと発展的に解消される等教育事情の変化に伴って、教員に求められる資質・能力も大きく変化していることから、本県では、2022（令和4）年に、やまなし教員等育成指標を改定しました。そこでは、教員主体の授業から学習者主体の授業への転換、全ての子供の学ぶ機会やチャンスをつぶさない教育等を改定のポイントとしています。

今後の教育に求められる方向性

- 指導力や使命感のある教員の育成を継続的に図っていくことが一層重要になってきます。「やまなし教員等育成指標」では、教員として必要な素養として、豊かな人間性と人権意識、優れたコミュニケーション能力、崇高な使命と責任感、高い倫理観と規範意識、常に学び続ける力、ふるさとやまなしの未来を担う人材を育成する力を設定しています。本県の子供たちは、特に自己肯定感が高く、地域や社会の役に立ちたいという思いが強いという優れた特質を持っています。ふるさとやまなしの未来を担う子供たちのため、社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教員の育成が求められます。
- 教育職員免許法等が改正され、教員の研修履歴の作成が義務付けられたことを踏まえ、管理職による対話による受講奨励や、資質・能力の向上に向けた自己観察書の活用が求められます。また、教員自ら主体的に研修に取り組めるように、校内OJTなど協働的な教員の学びとともに、研修内容の充実やICTを活用した研修方法の工夫が求められます。